

○岡山理科大学経営学部履修規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学経営学部履修規程(以下「本規程」という。)は、岡山理科大学学則(以下「学則」という。)第9条に基づき、経営学部において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について、必要な事項を定める。

(教育課程の編成)

第2条 学則第9条第1項に基づき、学部・学科の教育目標を達成し、学生の学修効果をあげるため、次の各号の科目区分によって授業科目を編成する。

(1) 専門教育科目

専門教育科目は、専門分野において基礎となる科目及び必要とする科目で構成しており、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分類する。

(2) 外国語教育科目

外国語教育科目は、社会において必要とされる語学力の水準を達成するため、学生の能力に応じて、1年次から3年次まで計画的に履修するものとして構成する。

(3) 教養教育科目

教養教育科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を養うため、目的に応じて「初年次教育科目」、「人間・社会科学教育科目」、「キャリア教育科目」、「科学技術教育科目」によって構成する。

(4) プロジェクト科目

プロジェクト科目は、複眼的な思考力を養い、創造性や革新性を伸長するために設定したプロジェクトに必要な科目で構成する。

(5) 教職関連科目

教職関連科目は、教育職員免許状を取得するために必要な科目で構成する。

(6) 博物館学芸員関連科目

博物館学芸員関連科目は、博物館学芸員資格を取得するために必要な科目で構成する。

(授業科目の単位数及び必修・選択の別)

第3条 各学科において履修する授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。

2 IB教員資格取得及びワインプロジェクトプログラム修了に必要な科目の授業科目、単位数及び必修・選択の別は、別表Ⅱのとおりとする。

3 教育職員免許状取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅲのとおりとする。

4 博物館学芸員資格取得に必要な授業科目、単位数及び必修・選択の別は別表Ⅳのとおりとする。

(授業時間)

第4条 本学の授業時間は、次に掲げる時間帯とする。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:10~10:40	10:55~12:25	13:15~14:45	15:00~16:30	16:45~18:15

(授業科目の履修)

第5条 授業科目は、配当された年次において履修するものとする。但し、配当年次以上の年次においては履修することを妨げない。

2 既に単位を取得した授業科目は履修することができない。

3 同一名称科目を除く他学科や他学部の専門教育科目は、授業科目の担当教員、所属学科長及び教務課の承認を得れば履修することができる。

4 履修登録を行っていない授業科目は、成績評価及び単位認定を行わない。

5 各学期の履修登録・訂正期間終了後は、特別の理由がない限り、履修科目の変更及び追加を認めない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 学生が自学自習の時間を確保し、適切に授業科目を履修するため、1年間に履修できる履修登録単位数の上限を49単位とする。

2 前項の履修登録単位数には、次に掲げる授業科目の単位数は算入しない。

<教養教育科目>

「企業情報特論A」、「企業情報特論B」、「インターンシップA」、
「インターンシップB」、「インターンシップC」

<プロジェクト科目>

「I B教育課程論」、「I B教育方法論」、「I B教育評価論」、「D P教育実践研究I」、
「ワインプロジェクト実習I」、「ワインプロジェクト実習II」、
「ワインプロジェクト実習III」

<教職関連科目>

教職関連科目の全授業科目

<博物館学芸員関連科目>

博物館学芸員関連科目の全授業科目

<単位認定科目>

「TOEICセミナーI」、「TOEICセミナーII」、「ボランティア活動A」、
「ボランティア活動B」

<単位互換科目>

放送大学等、他大学との単位互換科目

- 3 第1項にかかわらず、各学科で前年度（秋入学者においては、前年度秋学期と当年度春学期）の取得単位数が30単位以上、かつ前年度（秋入学者においては、前年度秋学期と当年度春学期）Grade Point Average（以下「GPA」という。）3.0以上の者に対しては、年間57単位まで登録を認める。

なお、取得単位数およびGPAには、卒業要件に含まれない科目の単位数は算入しないものとする。

（海外研修・検定試験等による単位認定）

第7条 海外大学において研修講座並びに語学研修により取得した単位については、研修期間、及び研修内容等により、次のとおり認定を行う。

科目の区分	認定する授業科目名	単位数
外国語教育科目	海外語学研修A	1単位
	海外語学研修B	2単位
	海外語学研修C	2単位
	海外語学研修D	3単位
教養教育科目	海外文化研修	2単位

- 2 検定試験による学修を検定試験の種類に応じて、次のとおり単位認定を行う。

科目の区分	認定する科目名	単位数
外国語教育科目	TOEICセミナーI	2単位
	TOEICセミナーII	2単位

- 3 ボランティア活動の実施に対して、次のとおり単位認定を行う。

科目の区分	認定する科目名	単位数
教養教育科目	ボランティア活動A	1単位
	ボランティア活動B	1単位

- 4 海外研修、検定試験及びボランティア活動による単位認定に必要な事項は別に定める。

（単位の認定と学習の評価）

第8条 学則第29条に基づく単位の認定及び第30条に基づく学習の評価は、科目ごとに次の等位（評価基準）によって行う。

評点	評価	判定	Grade Point
100点～90点	S（秀）	単位認定	4点
89点～80点	A（優）	単位認定	3点
79点～70点	B（良）	単位認定	2点
69点～60点	C（可）	単位認定	1点
59点～0点	D（不可）	単位不認定	0点
受講・受験せず ※	E	単位不認定	0点

合格	O	単位認定	—
不合格	X	単位不認定	—
科目認定	N	単位認定	—

※出席時間数が授業科目における規定時間数の3分の2を超えていない場合又は最終評価試験を受験していない場合。

- 2 当該年度における成績の概況を判断する指標として、前項に基づく Grade Point の数値の平均値GPAを用いることとする。

GPAによる成績の目安	
4.00～3.00	優秀
2.99～2.00	良好
1.99～1.50	普通
1.49～1.00	やや問題あり
0.99～0.00	相談を要す

- 3 GPAの算出は以下のとおりとする。

$$\frac{(Sの単位数) \times 4 + (Aの単位数) \times 3 + (Bの単位数) \times 2 + (Cの単位数) \times 1}{総履修登録単位数}$$

※小数点第3位以下切り捨て

※総履修登録単位数には、成績評価D、Eの単位数を含む

※成績評価O、X、Nの単位数は、GPA算出に含めない

- 4 通年制の科目については、前半終了時に成績の中間評価を行い、「H」（通年単位科目で現時点では良好）、「I」（努力を要する）、「J」（相当な努力を要する）、「K」（単位修得の可能性なし）で表示し、学習指導上の参考とする。

(進級判定基準)

第9条 2年次から3年次、3年次から4年次に進級する際は、以下の進級判定基準を満たすものとする。

2年次→3年次

学 科	修 得 単 位 数							合 計	条 件
	専門教育科目	外国語教育科目	教養教育科目				プロジェクト科目		
			初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目	科学技術教育科目			
経営学科	-	-	-	-	-	-	-	56	

3年次→4年次

学 科	修 得 単 位 数							合 計	条 件
	専門教育科目	外国語教育科目	教養教育科目				プロジェクト科目		
			初年次教育科目	人間・社会科学教育科目	キャリア教育科目	科学技術教育科目			
経営学科	-	-	-	-	-	-	-	104	3年次までの専門教育科目の必修科目をすべて修得すること。

※修得単位数合計欄は専門教育科目、外国語教育科目、教養教育科目及びプロジェクト科目の合計とする。

(注) 外国人留学生は日本語教育科目(「基礎日本語」を除く)の単位を修得することによって、外国語教育科目の必修および選択必修科目の単位を修得したものとすることができる。

※ I B 教員養成プロジェクト科目及びワインプロジェクト科目の「ワインプロジェクト実習Ⅰ」「ワインプロジェクト実習Ⅱ」「ワインプロジェクト実習Ⅲ」(以下「ワインプロジェクト実習科目」という。)は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。

(卒業要件)

第 10 条 学則第 3 3 条に基づき、本大学に 4 年以上在学し、別表 I に定める必修科目をすべて修得した上で、科目区分ごとに定める単位数を満たし、合計 1 2 4 単位以上修得した者に対し、卒業を認定する。

科目区分		修得すべき単位数	合計
専門教育科目		80 単位以上	124 単位以上
外国語教育科目		10 単位以上	
教養教育科目	初年次教育科目	1 単位以上	
	人間・社会科学教育科目	13 単位以上	
	キャリア教育科目	※キャリア教育科目を 4 単位以上修得すること	
	科学技術教育科目	※科学技術教育科目を 2 単位以上修得すること	
プロジェクト科目		-	

- (注) (1) 必修科目はすべて修得すること。
 (2) 別表 I の備考欄や欄外の条件を満たすこと。
 (3) プロジェクト科目 (I B 教員養成プロジェクト科目及びワインプロジェクト実習科目)、教職関連科目及び博物館学芸員関連科目は、卒業・進級に必要な単位に含めることができない。
 (4) 専門教育科目の他学部・他学科・他専攻・他コース科目の修得した単位は、卒業・進級に必要な単位に加えることができる。

(準用)

第 11 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則を準用する。

(改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、経営学部教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 本規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 本規程は、平成 29 年度入学生から適用する。